大阪労働局

Press Release

大阪労働局発表
平成28年4月4日

【担 当】
大阪労働局職業安定部
電　　話　06-4790-6320

報道関係者　各位

池田公共職業安定所における文書の誤送付について

大阪労働局（局長　中沖　剛）は、池田公共職業安定所（所長 織田　康志。以下「池田所」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせいたします。

記

１　概　要

池田所において、Ａさんの「雇用保険被保険者離職票―２」等（以下「離職票等」という）を誤ってＢさんに送付するという事案が発生した。

※「離職票等」とは、失業等給付の受給手続きのために必要な書類であり、受給資格者の住所、氏名、離職した事業所の名称、所在地、受けていた賃金、離職理由等の情報が記載されている。

２　事実経過

（１）平成 28 年 3 月 23 日（水）、池田所において、職員Ｘ及びＹが阿倍野公共職業安定所へ送付すべき雇用保険受給者Ａさんの離職票等を誤ってＢさんの住所宛て封筒に封入し、送付した。

（２）同月 24 日（木）、Ｂさんから「郵送されたものの中に他人の書類が混入されている」との電話連絡があり、誤送付事案が発覚した。

同日、池田所次長及び雇用保険給付課長がＢさん宅を訪問し、経過説明と謝罪を行い、理解を得た上で、誤送付した離職票等を回収した。

（３）同月 25 日（金）、次長及び雇用保険給付課長が池田所に来所したＡさんに事情説明と謝罪を行い、理解を得た。

３　発生原因

郵送事務において、封入時及び封緘時のチェックが不十分であったこと。

４　再発防止策

（１）池田所においては、平成 28 年 3 月 25 日(金)に緊急幹部会議を開催し、所長から上記事案の経過を説明し、個人情報の適切な取扱いを徹底するように指示した。

特に、同月 28 日以降の文書の発送事務については封入時 1 名、封緘時複数名での確認を徹底するよう指示し、実施している。

（２）大阪労働局においては、同月 29 日（火）に開催した管下の公共職業安定所庶務課長会議において、局総務部人事計画官から個人情報の記載された書類の保管及び取扱いの徹底について指示した。